

厚生労働省

○経済産業省告示第四号
環 境 省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき次に掲げる化学物質を優先評価化学物質として指定したので、同条第九項の規定に基づきその名称を公示する。

令和二年四月一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

経済産業大臣 梶山 弘志

環境大臣 小泉進次郎

通し番号 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第5項の規定に基づき
優先評価化学物質として指定した化学物質の名称 整理番号

252 シアン化水素 (1)-138

253 フタル酸ジエチル (3)-1301

254 5-クロロ-2-(4-クロロフェノキシ)フェノール (3)-4387

255 4, 4'-ジシアミノ-3, 3'-ジクロロジフェニルメタン (別名 4, 4' (4)-95

ーメチレンビス(2-クロロアニリン) (4)-96

(4)-275

256 ビシクロ [2. 2. 1] ヘプタゾン-2, 5 (又は 2, 6) -ジイル=ジシア (4)-1715

ニドの混合物

257 ポリ (アザンジールカルボノイミドイルアザンジールカルボノイミドイルア

ザンジールヘキサゾン-1, 6-ジイル) のカチオン (窒素原子にプロトンが

付加することにより生成したものに限る。) の塩※

※ 整理番号(7)-1729 「ポリヘキサメチレンピグアニジン」の窒素原子にプロトンが付加することにより生成したカチオンの塩を示す。